

## コンプライアンス・リスク管理態勢

### (1) コンプライアンスに関する基本方針

本投資法人では、「役員会規則」において、3ヶ月に1回以上開催することと定めている役員会を、実際には月1回程度の頻度で開催し、執行役員から業務の執行状況について報告を行い、監督役員による監督・牽制機能を確保しております。なお、牽制機能を高めるため、役員会は執行役員2名に対し、監督役員3名の体制としており、監督役員については、弁護士、不動産鑑定士、公認会計士等外部の専門性を有した有識者が選任されております。

資産運用会社においては、経営の基本理念を定めた「経営方針」に則り、投資家をはじめとする全ての関係者の皆様の信頼を高めるため、コンプライアンスを経営の重要課題と位置づけております。また、資産運用を受託する資産運用会社として、遵守すべき規準・プロセス・戦略等を具体的に定めることで適正な運用と運用資産の保護に努め、受託者責任を全うしております。

資産運用会社の役職員は、諸法令・社内規程等に違反・抵触するか否か疑義が生じた場合は、事実関係・発生経緯・解決方法等について、速やかにコンプライアンス・オフィサーに報告しなければならない旨「コンプライアンス規程」に定められており、重大な違反の場合には、コンプライアンス・オフィサーは速やかに社長、投資本部長、運営本部長に報告し、適切な対応について協議しなければなりません。また必要に応じて外部専門家への確認を得るほか、コンプライアンス委員会や取締役会、投資法人役員会への報告も行います。

なお、諸法令・社内規程等に照らし、コンプライアンス違反があった場合、またはそのおそれがあると認められる行為に対し、役員の場合には、取締役会の審議を経て所要の措置が講じられ、職員の場合には、就業規程に基づき、処分の対象となります。

### (2) 資産運用会社におけるコンプライアンス態勢

#### ①取締役会

取締役会は、基本的な経営方針を決定するとともに、取締役に対する監督機関としてコンプライアンスの実践を公正かつ効果的に確保する責任を負っています。取締役会では、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス委員会規程」、「コンプライアンス・マニュアル」の改廃が審議・報告される他、コンプライアンスの実施に関する各チームの具体的な実施計画である「コンプライアンス・プログラム」の策定に関する審議及び進捗状況の報告が行われております。

#### ②代表取締役社長

代表取締役社長は、業務全般の最高責任者であり、コンプライアンスに関する最高責任者であるとともに、コンプライアンスリスクを含めたリスク管理の総括責任者でもあります。

#### ③経営会議

経営会議は、代表取締役社長、投資本部長及び運営本部長で構成されます。取締役会で決定した基本方針に基づき全般的業務執行方針及び計画並びに重要な業務の実施に関する事項を審議します。

#### ④運用審査会議

運用審査会議は、代表取締役社長、投資本部長、運営本部長及びコンプライアンス・オフィサーの他、アソシエイト以上の職員で構成され、資産の運用に関する運用方針・計画策定並びに運用の実行について、コンプライアンス・チェックを含む検討を行います。規則上は月1回定期的に開催することと定められておりますが、実際には毎週開催しており、細かいコンプライアンス・チェックが行われております。

#### ⑤コンプライアンス・オフィサー

コンプライアンス・オフィサーは、資産運用会社のコンプライアンスを統括するとともに内部監査責任者として資産運用会社の内部監査に係る業務を行います。

主な業務は次のとおりです。

- i. コンプライアンス・プログラムの作成及び実施状況の把握
- ii. コンプライアンス研修の企画・運営及びコンプライアンス意識の醸成
- iii. 内部公益通報の受付窓口
- iv. セクシュアルハラスメント等の相談窓口
- v. コンプライアンス委員会の招集並びに議事進行
- vi. その他コンプライアンス業務に関する事項の統括
- vii. 内部監査に関する事項
- viii. 遵守基準の周知及び相談対応並びに遵守基準違反発生時の対応

#### ⑥コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、代表取締役社長、投資本部長、運営本部長及びコンプライアンス・オフィサーの他、取締役会が選任する外部委員により構成され、コンプライアンス上の重要事項について審議を行い、もしくは報告を受けて、コンプライアンスに係る確認を行います。

#### ⑦リスク管理会議

リスク管理会議は、運営本部長を議長として、代表取締役社長、投資本部長及びコンプライアンス・オフィサーの他、ゼネラルマネジャー及びリスク管理・コンプライアンスチームにより構成されます。同会議は、3ヶ月に1回定期的に開催され、リスク管理に関する検討やモニタリング等を行います。

#### ⑧リスク管理・コンプライアンスチーム

リスク管理・コンプライアンスチームは、次の業務を行います。

- i. リスク管理の計画策定・実行に関する事項
- ii. リスク管理に係る諸規程・規則等の制定・改廃に関する事項
- iii. リスク管理会議の運営に関する事項
- iv. 運用状況の分析・評価及びリスクモニタリングに関する事項
- v. 苦情、訴訟行為、執行保全行為に関する相談・報告に関する事項
- vi. 法人関係情報の管理に関する事項
- vii. 自主点検に関する事項
- viii. コンプライアンス・オフィサーのコンプライアンスに関する業務及び内部監査に関する業務の補佐
- ix. その他リスク管理、コンプライアンス、内部監査に付随する事項

なお、コンプライアンスの徹底を図るため、各チームにおける業務に関するコンプライアンス事項については、第一次的には各チームが管理を行うこととしており、各チームのゼネラルマネジャーをコンプライアンス担当者としております。